

映画「日本沈没」を「存じ
でしようか。

小松左京さんの原作では、
全国的に発生する地震と火山
噴火で、日本列島が破壊され
るという筋書きです。実際に
は、このような大規模な破壊
はなくとも、日本は「沈没」
するということ認識してお
かねばなりません。



実際に起こりうる首都直下
地震や首都圏水没、これらの
複合災害が発生すれば、間違
いなく日本の機能は停止しま
す。

企業の本社機能が東京に移
転してしまった大阪の経済は
大きな打撃を受けます。ま
た、毎日のように関西方面か
らビジネスや就学就業、もし

くは観光で多くの人が東京へ
向かっていますが、これらの
人も被害を受けるでしょう。
こうした首都直下地震は、
今起こっても不思議ではない
といわれています。さらに、
地球温暖化の進行によって、
荒川や利根川の巨大洪水や東
京湾の大高潮の発生危険性は
増大傾向にあります。

これに対し、東京は大規模

自然災害 無防備に近い 首都

災害に脆弱です。無防備に近
いとさえいえるでしょう。

予測されている、地震時の
650万人の帰宅困難者の発
生や洪水時の避難者が30
0万人に達するという事例

は、世界が経験したこととな
いスケールの大きさです。欧
米先進国のいづれにもこのよ
うに自然災害に対して危険き
わまりない首都圏はありません。

しかし、首都機能移転の動
きはありません。過去に、あ
まりにも政治的に議論された
結果、中断状態になっていま
す。

首都直下地震への対策は防
災戦略のもとで少しずつ講じ
られてきていますが、それで
も決して被害の全容が把握で
きていないわけではないので

す。

仮に首都圏で起こる巨大災
害に関する被害の予測に関し
て、学術研究成果が得られたと
しても、すぐに防災・減災効果
は現れません。

こうした予測学術研究をも
とに実際に行動を起こすとな
ると法律の改正や特別立法が
必要なのです。
残念ながら、わが国では古

くは江戸時代から、災害対策
を対症療法で済ませてきまし
た。将来、「日本沈没」が起
こったときに法体系を整備し
て対策を講じていては遅すぎ
るのです。

まず、喫緊に着手しなければならぬことは、首都圏大
規模災害対策特別措置法を施
行し、この問題の啓発と自助
・共助・産助（企業の防災・減

災貢献）・公助からなる包括
的な対策を進めることです。

こうした取り組みは、むし
ろ、首都機能を分担すべき日
本第二の都市・大阪から積極
的にもちかけてもよいでしょ
う。東京の問題だからといっ
て手をこまねいていて、結局
困るのは自分たちですから。

（河田恵昭・関西大学社会
安全学部長）